

「超ホーダイ on U-NEXT」販売規約

平成26年11月11日版

第1条（規約の適用）

株式会社U-NEXT（以下「当社」といいます。）は、「超ホーダイ on U-NEXT」販売規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これに基づきソースネクスト株式会社が提供する「超ホーダイ on U-NEXT」（https://www.sourcenext.com/houdai_soft/?srv=unext_006）（以下「本サービス」といいます。）の利用権（以下「本権利」といいます。）を販売します。

第2条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を改訂することがあります。この場合、変更後の本規約が適用されるものとします。
2. 変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除き、当社ホームページ上に掲示した時点より、効力を有するものとします。

第3条（定義）

1. 本規約で使用する用語の意味は、本規約に別段の定めがない限り、当社が別に定めるwithU net サービス利用規約で定義する用語の意味に従うものとします。
2. 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
購入契約	本規約に基づき毎月継続して当社から本権利を購入するための契約
契約者	当社と購入契約を締結している者

第4条（購入の申込）

1. 購入契約の申込みは、本規約に同意の上、当社所定の方法により行うものとします。
2. 前項の場合において、購入契約の申込みをしようとする者は、本規約のほか、ソースネクスト株式会社が定める「超ホーダイ on U-NEXT」利用規約に同意の上、申込みのものとします。
3. 本サービスの購入契約は、1名の自然人からの申込みに限り受け付けるものとし、法人、その他社団、組合等からの申し込みは受け付けません。
4. 購入契約の申込みを希望する者は、同時もしくは事前にwithU netサービス利用規約に同意のうえ、withU netサービスの利用契約を行うものとします。なお、withU netサービスの利用契約を申込みしていない場合は、本サービス購入契約の申込みは出来ません。

第5条（申込みの承諾）

1. 当社は、購入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき
 - (2) 購入契約の申込みをした者が、本規約により生じる債務の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (3) 購入契約の申込みをした者が、withU netサービス利用規約に定める利用停止の要件に該当し、withU netサービスの利用停止、もしくはwithU netサービスの利用契約を解除されたことがあるとき
 - (4) 購入契約の申込みをした者が本規約に違反したことがあるとき
 - (5) ソースネクスト株式会社が購入契約の申込みをした者への本サービスの提供を拒むとき
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき
4. 購入契約は、当社が契約者のシリアルコードを発行した時点で成立するものとします。
5. 前項の場合において、当社は、その翌日以降に順次、本サービスの利用に必要な情報を、契約者がwithU netサービスのご住所として登録している場所へ圧着葉書にて通知するものとします。
6. 本サービスの利用に先立って、契約者はソースネクスト株式会社との間で「超ホーダイ on U-NEXT」ご利用規約に基づき本サービスの利用契約を締結するものとします。当該利用契約は、ソースネクスト株式会社が定める「超ホーダイ on U-NEXT」ご利用規約に基づき、購入契約とは別途成立します。

第6条（購入契約に基づく権利の譲渡の禁止）

契約者が購入契約に基づいて本権利の提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

第7条（契約者が行う購入契約の解除）

契約者は、購入契約を解除するときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知するものとします。この場合、購入契約は、当社にその通知が到達した日を含む料金月の末日をもって終了します。

第8条（当社が行う購入契約の解除）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その購入契約を解除できるものとします。
 - (1) 契約者がwithU netサービス利用規約もしくは本規約に違反したと当社が判断したとき
 - (2) 契約者がサービス利用契約に違反したとソースネクスト株式会社が判断したとき

- (3) サービス利用契約が終了したことを当社が認知したとき
 - (4) その他購入契約を継続することが不適当と当社が判断したとき
2. 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第9条（購入契約の終了）

- 1. 購入契約は、前2条によるほか、withU netサービスを解約した場合、その事象が発生した日を含む料金月の末日をもって終了するものとします。
- 2. 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第10条（本サービスの利用停止）

- 1. 当社は、当社又はソースネクスト株式会社が何らかの緊急性を認めた場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その契約者による本サービスの利用を直ちに停止できるものとします。
- 2. 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第11条（月額料金の支払義務）

契約者は、購入契約が成立した日を含む料金月から起算してその購入契約が終了した日を含む料金月までの期間について、下表に定める月額料金を支払うものとします。なお、月額料金の日割りは行いません。

区分	料金額（税抜）
月額料金	1購入契約ごとに月額500円

第12条（月額料金の支払い）

- 1. 当社は、本規約に別段の定めがない限り、月額料金の減額及び免除並びに受領済みの月額料金の返金を行いません。
- 2. 契約者は、当社が別に定めるwithU netサービス利用規約の定めに従って月額料金を支払うものとします。

第13条（債権の譲渡および譲受）

- 1. 契約者は、月額利用料等本サービスにかかわる債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第14条（契約者の通信料金等）

契約者が本サービスを利用する為に必要な電気通信回線の通信料金等は、利用料には含まれず、契約者が別途これを負担するものとします。

第15条（延滞利息）

契約者は、当社に対する金銭債務の履行を怠った場合、支払期日の翌日から起算して完済の日まで年14.5%の割合で算出した延滞利息を、当社に対し支払うものとします。

第16条（本権利の有効期限）

本権利の有効期限は、その購入契約が終了した日を含む料金月の末日までとします。ただし、サービス利用契約等において契約者とソースネクスト株式会社との間に別段の合意がある場合は、この限りではありません。

第17条（本サービスの終了）

当社は、契約者に対する1ヶ月前の予告をもって、本サービスの提供を終了することができるものとします。この場合、当社は契約者その他のいかなる者に対していかなる責任も負わないものとします。

第18条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 契約者は、購入契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく購入契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第19条（その他）

1. 当社は、本権利の購入に関連して契約者が被った損害等について、当社の故意又は重大な過失により発生した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
2. 本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効かつ実施可能とします。
3. 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
4. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約に関する紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。
5. 本規約に関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。

附 則

本規約は、平成26年11月11日より効力を有するものとします。